

官報

号外 昭和四十二年七月十八日

第五十五回 衆議院會議録 第四十一号

昭和四十二年七月十八日(火曜日)

昭和四十二年七月十八日
午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

河野密君の故議員清瀬一郎君に対する追悼演説
倉石農林大臣の林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度林業施策についての発言及び質疑

住民基本台帳法案(内閣提出、参議院送付)
小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時十五分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

○議長(石井光次郎君) 御報告いたすことがあります。

議員清瀬一郎君は、去る六月二十七日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る六月三十日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰された議員從二位勲一等清瀬一郎君は、さきに國務大臣の重任につきまた再度本院議長の要職にあたり終始議會政治の確立につとめられましたその功績はまことに偉大であります。衆議院は君が長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます。

故議員清瀬一郎君に対する追悼演説

○議長(石井光次郎君) この際、弔意を表するため、河野密君から發言を求められております。これを許します。河野密君。

〔河野密君登壇〕

○河野密君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員清瀬一郎先生は、去る六月二十七日、にわかに逝去されました。本院は、最も畏敬すべき先輩の一人を失ったのでありまして、痛恨のきわみであります。

ここに、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで追悼のことを申し述べたいと存じます。(拍手)

先生は、明治十七年七月、兵庫縣飾磨郡夢前町にお生まれになり、長じて京都帝國大学法科大学を卒業し、司法官試補として研さんを積まれました。やがて大阪市において弁護士業務に従われましたが、大正二年にヨーロッパ留学の旅に立ち、大正四年まで、英、独、仏の諸国において学ばれたのであります。

ときあたかも、英国においては、新しい議會法のもとで下院の優位が確立されたころであり、國際的には、第一次世界大戰の勃発前後の歴史的な時期でありました。先生にとつては、實地について学ぶまたない機会であり、精力を傾けて研究に没頭されました。議會制度や國際法に関する先生の後年の造詣の素地が、ここにつちかわれ、また、政治への強い関心も、このとき芽ばえたものと存じます。

帰朝後、先生は、「日本広しといえども、理想を立てて政治的行動をなす人は、大養氏一人である」と深く大養氏に傾倒し、国民党に入党されま

した。そして、先生は、政界刷新の希望に燃えて、大正九年、第十四回總選挙に大阪第三区から立候補し、みごと本院に議席を得られたのであります。

生来の理想主義的な氣質と抜群の學識に加えて、大養木堂氏、尾崎學堂氏らより先輩の薫陶を受け、先生の活動は、早くも同僚議員の注目するところとなりました。普選運動に奔走し、治安維持法制定反対の先頭に立ち、また、陸軍機密費事件の追及には、身命をかけられました。この間において、既成政党の打破を主張してやまなかった先生は、大養氏の政友会入りには徹頭徹尾反対し、これと訣別してまでも、革新派の孤塁を守り続けられました。(拍手)

昭和三年、普選第一回の總選挙において、兵庫縣第四区から出馬し、三回目の当選を果たされたとき、野党連合の輿望をになつて、本院副議長にあげられたのであります。その際の先生に対する祝辞に、「清瀬君ははつらつたる意氣をもつて新時代に適應する學識をささげて、わが議會のために努力せられたこともまた忘るべからざる憲政上の功績者の一人たることを疑わない」とあります。(拍手)一年十カ月の間、与野党ほとんど相半ばする複雑な勢力分野の中で、よくその重責を全うされました。

先生は、副議長を退かれた後も政界刷新の決意はいよいよ固く、既成政党に拮抗して屈せず、小会派にとどまって奮闘されました。しかし、政党の凋落は急速の度を加え、軍閥の台頭また著しく、国歩いよいよ困難にして、ついには破局に突入していったのであります。事ここに至つて、先生の憂慮は祖国そのものの運命に注がれるを得な

昭和四十二年七月十八日 衆議院會議錄第四十二号
故議員清瀬一郎君に對する追悼演説
年度林業施策についての発言
倉石農林大臣の林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年

二五二

かつたのであります。

終戦直後の昭和二十年九月に、特に院議をもって、永年在職の議員として表彰を受けられました。「国破れて山河あり」と申しますが、国破れてみずからは榮譽にならず先生の胸中には、ことばに尽くし得ない感慨があつたであらましよう。

(拍手)

昭和二十七年、第二十五回総選挙において本院に復帰せられますや、改進黨の幹事長、日本民主党の政務調査会長を歴任し、保守合同の後、第三次鳩山内閣において文部大臣に就任されました。また、先生独自の自衛権論を主張し、これがいわゆる清瀨理論として世の注目を集めたのもこのころであります。

昭和三十五年二月及び同年十二月と、先生は前後二回本院議長の要職に推挙せられました。かくて、議長の重責に任ずること前後三年八月に及びましたが、思えば、この期間は与野党の対立する問題が多く、まことに重大な時期でありました。先生は、法律学者として自他ともに許す一家をなしておられた方であります。さらに信念のきわめて強固な人でありました。したがって、国会運営の面において、私ども主張を異にする者にとつては、残念ながら法規を固守し、どうしても対話の通じない相手に見えた場合も少なくありませんでした。けれども、先生に一点の私心もなかったことは明らかでありまして、この間にあって、先生の御心労はなみなみならぬものがあつたと存

○ ॥ ॐ ॥

また、本議事堂において開催された第四十九回列國議會同盟會議に際して、同盟會議議長として存分の力量を発揮したこと、さらにドイツ連邦共和國をはじめ、欧州、南米の諸國を訪れ、各國との親善友好を深めたことなど、議員外交の推進に多大の成果をあげられましたことは、清瀨議長の大いなる功績であります。（拍手）

(拍手)

最近は、自由民主党の綱紀粛正調査会長として、あるいは党紀委員長として、厳正な党紀の確立、党の近代化に心魂を傾けておられました。本特別国会の劈頭、石井議長、園田副議長の当選に對し祝辭を述べられた際、あのお年とは思えぬ力強い声で、清新なる政治の実現を要望されました。これが本議場における先生の最後の叫びでありました。そうして、これこそ先生が四十七年前、益谷秀次氏らとともに、清新の氣にあふれて本院に議席を得られて以来の終生の念願であつたのではないでしようか。

かくて、先生は、本院議員に当選すること前後十四回、在職実に三十八年五カ月の長きにわたり、その間に、国政の上にまた議會政治の確立のために残された功績は、まことに偉大なるものがあります。

思うに、先生は、政治家として、終始一貫たぐいまれなる独自の道を歩まれました。しかも、該博な学識と周到な研究を背景として、自己の信ずることを直言してはばかりませんでした。まご

とに孤高の士、気骨の士といわれたゆえんであります。（拍手）

にとつては、過去にいささかの悔いもなかったで
ありましようが、晩年特に熱意をもつて取り組ん

私は、清瀬先生について、特に忘れ得ないことが一つあります。それは、昭和十一年、日独防共協定が締結されたとき、小会派の連合をつくってこれに反対したことであります。この運動がきっかけとなって廣田内閣が倒れて林内閣ができ、林

でおられた国会の正常化、政党の近代化あるいは世界平和達成のための世界連邦創立の問題等の解決を見ないで、志半ばにして倒れたことは大きな心残りであつたに違いありません。痛惜の念ひとしお切なるものがあります。

とき清瀬先生は、郷里から送り届けられた鹿の肉をもつてわれわれを招待され、「中原また鹿を逐う」と、意気軒高として杯をあげられました。

ここに先生の生前の功績をたたえ、その風格をしのび、心から御冥福をお祈りして、追悼のこゝとばといたします。（拍手）

清瀨先生は一通挙もいふまでであるから、金も体力も出し切つてしまつて、初めて勝つことがで
きるのだ」と口癖のように申されました。私は、
清瀨先生のこのことは人にも語り、みずからも、
服膺いたしております。

食石農林大臣の林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度林業施策についての発言

先生は、去る六月二十三日、裁判官訴追委員長に推されました。風邪きみではありましたが、その日から未処理事件に關する膨大な書類に取り組み、御自身の見解を取りまとめておられたとのこと。

○議長(石井光次郎君) 農林大臣から、林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度林業施策について発言を求められております。これを許します。農林大臣倉石忠雄君。

とであります。二十七日、突然苦しみを訴え、その夜にわかに永遠のかなたへ去っていかれたので

〔議長退席、副議長着席〕

〔國務大臣倉石忠雄君登壇〕

じで、本院議員の正装を身につけしめたとのこと
 であります。まことに清瀬先生の面目躍如たるも
 のがあると存じます。(拍手)時に御年八十二歳で
 ありました。

○国務大臣(倉石忠雄君) 昭和四十一年度林業の動向に關する年次報告及び昭和四十二年度において講じようとする林業施策につきまして、その概要を御説明いたします。

常に全力を尽くして事に当たってこられた先生

動向について申し上げます。

木材の需要は、薪炭需要の減少や代替材の進出等需要構造の変化を伴いつつも、趨勢的には拡大基調にあります。国内における木材生産は依然として停滞の傾向を示しており、このため、外材輸入量は逐年増加しております。このような需給状態を反映して、木材価格は四十年の後半から四十一年にかけて上昇いたしました。

一方、国内における森林資源の開発は必ずしも十分でなく、しかも、最近における造林は、減少の傾向を示しております。

また、林業経営の動向について見ますと、林業生産の過半を占めております私有林経営におきましては、その経営規模は零細なものがきわめて多く、経営基盤が脆弱であり、その生産活動も一般に停滞的であります。林業従事者の動向について見ましても、近年山村農民の流出が著しく、林業労働力の不足とともに質的劣劣化の傾向が見られ、その労賃も上昇を見っております。

次に、林業に関して講じた施策ですが、これは、最近特に四十年以降において、政府が林業振興上実施した主要な施策を述べたものであります。

最後に、昭和四十二年度において講じようとする林業施策の概要について申し上げます。

政府といたしましては、ただいま御説明いたしました林業の動向を考慮して、計画的な林業の推進、林道の開設、造林の推進等の生産施策を積極的に進めるとともに、林業構造の改善、入り会

林野の近代化、林産物の需給の安定及び流通の合理化、林業従事者の確保、林業技術の向上等の諸施策を実施するほか、山村振興対策の推進、国有林野の積極的な活用、保安林の整備、治山事業の拡充等につとめることとしております。

以上、昭和四十一年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十二年度において講じようとする林業施策について、その概要を御説明いたしました次第であります。(拍手)

林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度林業施策についての発言に対する質疑

○副議長(國田直君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。これを許します。伊賀定盛君。

〔伊賀定盛君登壇〕

○伊賀定盛君 私は、日本社会党を代表して、ただいま農林大臣より説明されました、昭和四十一年度の林業の動向に関する年次報告、並びに昭和四十二年度において講じようとする林業施策に関して、総理大臣はじめ関係各大臣にお尋ねいたします。

報告書は今回で三回目ですが、一読して言えることは、形式や言い方は整ったが、中身は従来と変わりばえのない、分析と対策の必要性を繰り返しているにすぎないこととあります。

す。問題は林政の強力な展開こそが必要であることを、まず冒頭に指摘しておきたいと思ひます。(拍手)

林業基本法の制定以来、森林資源に関する基本計画、重要な林産物の需給に関する長期の見通しの策定、及びこれに基づく全国森林計画の改定、林業構造改善事業の実施等、一連の施策が講ぜられていっているとはいえないが、なお、国民経済における林業の地位は低下の一途をたどり、外材の輸入は急増し、国内自給度はこれまで低下し続けているのであります。

このような事態を解決するためには、日本経済の急激な変化、それに対応して日本経済の将来を見通した上で、もう一度国土の総合利用計画を定め直す時期がきているのではないかと。いわば日本林業の最終的な防衛線ともいふべきものを的確に決定すべきではないか。過去二回にわたる本会議における総理並びに農林大臣の答弁を速記録によつて検討いたしますと、同じようなことばで、同じような内容が繰り返されているにすぎないものであります。(拍手)

およそ山を治め、水を治めることは、古くしてしかも新しい、緊要かつ困難な問題であり、近代政治家をもつてしてもなお必要、不可欠の条件であり、要諦といわねばなりません。昨今においては都市の過密化による住宅難、水不足、交通網、公害等の社会問題、他方における農山村の過疎現象、特に最近の集中豪雨等に見られる各種災害の

発生等は、明らかに国土総合利用計画の欠除によつてもたらされたものであり、治山、治水問題が根本的に解決されていなくところからくる自然の帰結といわなければなりません。(拍手)

今日の林業施策がこれら基本的理念を離れ、もつて足れりとするがごとく考へ方があるとするならば、まさにそれを見えて森を見るのたぐい、本末転倒というべきであります。(拍手) いまこそ国土総合利用計画を勇敢、かつ大胆に打ち出し、思い切つた国家的投資が必要ではないか。総理の御見解を承りたいと存じます。

第一は、林業従事者の所得について伺ひます。国民経済における林業の地位が低下し、林業所得の伸びは低く、林業従事者の大部分を占める山村農家の流出は、その減少率三・三％、出かせぎ率三・四％と急激に減少しております。およそ、林業のにない手がその山村村民にあることは言をまちません。基本法において、国は林業労働に従事する者の就業の促進、雇用の安定、労働条件の改善、社会保障の拡充、職業訓練の充実等について必要な施策を講ずることを約束しております。したが、さきに指摘したとおり、人口流出、出かせぎ、労働力の高齢化、労働災害の高率、その他社会保障施策の不完備は、基本法の趣旨に反するのみならず、今日の山村村民を都市に追いや、農山村の疲弊を招来しているものであります。労働力の確保こそ、他の一切の林業施策に優先するはずであるにもかかわらず、これら労働力確保に不

可欠の条件である社会保障施策の適用は、国が経営する国有林事業に従事する労働者すら、他産業に比べて十分であるとは言えない現状であります。とりわけ国有林労働者に至っては、わずかに労災保険が適用されているのみで、他の社会保障の適用は皆無にひとしいのであります。

これら国有林労働者の通年雇用の方向及びその対策並びに社会保障についても、林業労働者に対する労災保険、失業保険、健康保険、厚生年金等の被用者保険制度の適用範囲の拡大等、社会保障制度の適用についてどのように考えるか。農林、厚生、労働各大臣の御所見を承りたいと存じます。(拍手)

また、国有林労働者の労働組合組織率はかなり低いと白書も指摘しております。これは所得低下原因の一つと考えるのでありますが、その対策についてもあわせて農林大臣にお伺いいたします。

なお、林業労働力の不足に対応して政府が推進しておる造林作業の機械化について伺っておきたいと思ひます。わが国のごとき急峻な山形地帯においては、限界があるはずであります。これをどう打開しようとするのか、その対策を伺ひます。(拍手)

次に、わが国林業形態の特質ともいふべき六八%に及ぶ小規模林家の存在であります。これらの生産と所得の向上をはかるためには、白書もいふとおり、生産森林組合の協業化を促進するとともに、あるいは入り会い林野の整備が必要であ

ることは当然であります。生産森林組合育成の具休策並びに入り会い林野の整備が特定個人への林野の集中を来さないよう配慮すべきであり、これについて農林大臣の御所見を承りたいと存じます。

第二は、基盤整備について伺ひます。

およそわが国林業生産の振興を阻害しておる要因については、土地、資金、技術等の諸条件がわが国社会経済の進展に適合していないところにあると思ふのでありますが、特に林業生産の基盤の整備、たとえば農業における土地改良と同様、林業においては林道の整備拡充こそ最も重要な問題ともいふべきであります。

そこで私はこの質問原稿を練るにあたり、一体林業の林道、治山等いわゆる社会資本がどの程度投下されているかを調査したのであります。ところが他産業に関しては詳細な統計資料があるのでありますが、林業に関しては的確にこれを把握することができなかったものであります。この一事を見ても、現時点における政府の施策においては林業は独立した政策の対象ではなく、片手間か、ないしは政策不在と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

けだし、施策の策定は、まず現状をつぶさに認識し、これを分析し、しかる上に初めて適切な施策、政策が形成されなければならないからであります。林業に社会資本をどの程度投下したのか不明、何ら社会資本を投下することなく、ただ天然

自然の原野からあるがままの生産財貨を得ようとするがごときは、まさに往時における遊牧の民の山野にさまよえる姿を想起せざるを得ないのであります。(拍手)わけでも、林業生産の基盤となるべき林道網の整備にいかに取り組もうとしておるか、特に林道法等単独立法の意思なきや、御見解をお尋ねいたします。

第三は、林業の構造改善政策について伺ひたいします。

林業が、わが国産業中最もおくれた産業の一つであることは、前段で申し上げてきたところであります。私も社会党は、全国土の土地利用区分を実施し、林地とすべき土地については、大山林地主の土地を解放し、林業の共同経営と国有林の民主的管理を推進し、山村民を大山林地主と資本

の重圧から守ることを提唱してまいつたのであります。政府は、開放経済体制に即応するため、産業近代化政策の一環として、林業の近代化を林業基本法に基づく構造改善事業によって達成しようとしておるのであります。その結果を見ますと、わずかに一〇%に当たる五ヘクタール以上の山林を保有する上層農家と、林業だけで自立できる二十ヘクタール以上の山林を保有する林家がその政策の恩恵に浴するのみで、わが国山林所有の特徴たる五ヘクタール以下の林家戸数九〇%、面積約四〇%の零細小規模山村農家の大多数は、政策対象のまじ外にあるといつて過言でないのであります。

政府の構造改善事業の進展に伴つて階層分化が助長されるのみならず、いまや山村は婦女子と老人のおぼ捨て山と化し、激しい人口流出がこれを端的に物語っているのであります。国内総生産は減退し、格差は縮小するどころか、拡大基調にある国民経済の中で林業はその相対的地位を一そう低下させ、なかんずく小規模林家の所得は低下して、農家経済は疲弊、農民生活の窮乏化が進行しておるのであります。このような事の本質と逆行するがごとき構造改善政策を根本的に再検討する必要があると思ひますが、農林大臣の御所見をお伺ひいたします。(拍手)

第四は、国内材と外材輸入について伺ひます。

白書は、全体として木材需要は、昭和六十年度には現状の二倍近くになると見通されるほど旺盛だが、国内生産の停滞に反し、外材輸入は年々急増すると述べているのであります。外材の輸入は、現状でも総需要量の三〇%に近いのでありますから、容易ならぬ問題であるといわねばなりません。従来から外材問題については、総理並びに農林大臣は、国内生産の補完的役割りを果たせ、秩序ある輸入を促進すると繰り返して述べておられます。確かに、外材輸入専用船は年々増加して船腹百三十九隻、八十七万二千総トンに及び、木材指定港は六十港、この港湾整備費は、昭和三十六年から四十一年まで五年間に実に百八十五億に及び、ばく大な投資が行なわれている反面、国内産業は累年停滞と混迷を続けているのであります。

このような政策のアンバランスを総理並びに農林大臣はどうお考えでありますか、お伺いいたします。(拍手)

次に、林産物の価格が外材輸入業者の価格操作によって左右されるおそれがあるといわれておりますが、このような見通しのもとでは、林産物価格の安定は期待できないといわねばなりません。政府は、すみやかに外材輸入に対する国の規制措置を講じ、林産物の価格安定に対する国の責任を果たすべきではないか。総理並びに農林大臣の御見解を承りたいと存じます。

また、林産物の長期需給見通し策定には当然代替財の推移も重要な関係を持つと思っております。白書はこれに全く触れていないのはいかなる理由によるのか。代替財産業と林業の関係をどのように位置づけようとおのか、あわせて総理並びに農林大臣にお伺いいたします。

第五は、国有林についてお伺いいたします。

白書によれば、販売努力による収入の確保、事業経営による経費の節減等、企業ベースでの合理化が強調されるのみで、基本法に示す林産物の供給及び価格の安定、地域産業の振興、住民福祉の向上にどのように結びついているのか明らかでないのではありません。そこでまず、農山村と国有林をいかに結びつけていくのか、この際明らかにしたいのであります。

また、その国有林の払い下げ状況であります。国有林材は木材需給の安定に寄与すべきものが、現状では大資本によるパルプ会社等はその需要量の多くを国有林材で満たしており、中小製材業者のその比率は半分にも足らないといわれております。一体、国有林材の売り払い方針はどのような基準で行なわれているのか、あわせてお伺いいたします。

また、国有林野事業特別会計では、四十一年度末累積剰余金二百十三億、特別積立金六十九億にのぼるものがあるが、これが運用の状況並びにその処理方針についてお伺いいたします。

次に、政府は国有林活用法案を今国会に提案されております。わが党としても、土地の高度利用の立場から、地域住民の要求に基づき、真にそれが地域住民の福祉、生活の向上につながるものなら別として、いわゆる黒い霧といわれた国有林交換問題にまつわることが国有林活用法案に対しては、絶対賛意を表することができないのであります。(拍手)総理並びに農林大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、造林公社についてお伺いいたします。白書は、造林面積の減少、特に民有林における減少を指摘しており、これは資源保護の見地のみならず、国土保全の立場からもきわめて重大であります。その原因は、特に小規模林家の造林の後退であり、小規模林家にとって造林事業が引き合わない点にあることは明らかであります。これに對し白書は、各県の造林公社による公社造林を高く評価しているのではありませんが、はたして詳細な

林家の造林、国土保全上必要な条件の悪い地域の造林まで可能かどうか、むしろ国の責任で行なうべきではないのか、このためには官行造林の復活を考へるべきではないかと思っておりますが、お考えを承りたいのであります。

また、各県の造林公社の事業については、各県それぞれの特質を生かし、自主性を尊重すべきであると思ひ、その指導方針並びにこれら公社に對する法制の整備、融資ワクの拡大、助成措置の強化等について、農林大臣の御所見を承りたいと存じます。

これをもって私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 伊賀君にお答えいたします。

林業の現状についての認識は、私も伊賀君が見るところと意見が一致するものが非常に多いのでございます。

そこで、御指摘になりましたように、過疎対策としても、同時にまた、防災の見地からも、国土の総合利用計画を策定すべきではないかというお考えには、私もその必要を痛感するものであります。できるだけ早目に総合的な検討を施して、この総合利用計画を立てるべきだと、かように思っております。しかし、各産業部門に対する適正な土地の配分であるとか、なかなかむずかしい問題もございまして、今日までそれができ上がっておりません。今後一そう努力するつもりであります。

次に、林業に対する投資の問題であります。投資の問題については、昨年の四月に決定いたしました森林資源に関する基本計画、これに基づきまして、政府は、諸施策の充実とともに、これと取り組んでおる次第でございます。

次に、林業に対する投資の問題であります。投資の問題については、昨年の四月に決定いたしました森林資源に関する基本計画、これに基づきまして、政府は、諸施策の充実とともに、これと取り組んでおる次第でございます。

次に、外材との関係についてでございますが、まず、国内森林資源の増強確保について、これまで同様一そう力をいたす、それは造林の推進、さらにまた林道網の整備でございますが、そういう点を行なう増強整備をはかりましたも、最近の木材需給の増加に伴いまして、国内での供給は十分でございせん。そういう意味から、不足分は外材による、こういうことで処理するわけでありまして、ところで、価格がたいへん一部の者に壟断されておるじゃないか、こういうような御指摘であります。御承知のように、四十一年の下期にはいわゆるヒノキ材その他の高級材の値段が上がりましたけれども、その後におきましては価格は大体横ばいの状況をたどっております。そのうちでも外材は価格が安定しておるのであります。で、ただいま御提案になりましたような、政府がこれを統制するとか規制するとか、こういうような必要はないように私は考えております。

次に、国有林活用法案についてお尋ねがございました。この国有林活用法案では、政府の基本的な国有林の活用方針を明示したものであります。申すまでもなく、農林業の構造改善のためにこれにぜひ必要だ。御承知のように、国有林野は、地

域、地方によりましては非常に多いのでありますから、そういう点から見しても、農林業の構造改善にはこれを活用することが必要であります。

また、ただいま御指摘になりましたいわゆる不正払い下げその他についての御批判であります。各方面から強い御批判もありましたし、また政府自身も、ただいまの活用法案を提案して御審議をいただくと同時に、国有林野の適正なる運用をはかるべきだ、かように考えておりますので、処分方法について改善を加えまして、ただいまの適正化に努力しておる最中でございます。今後の実際の処理等について十分御検討いただきたいと思います。

その他の点については、それぞれ関係大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣(倉石忠雄君) 国有林野事業に従事する作業員の通年雇用制につきましては、今後はなるべくその業務量の拡大等につとめまして、通年化に努力してまいるつもりであります。

林業労働者に対する保険のことにつきましては、他の関係がお答えなさると思えますから、省略いたします。

それから、林業労働力の不足に対すべき造林等につきまして、そのことは政府におきましても非常に注意をいたしておるわけでありましたが、これにつきましては、改良、開発につとめてまいるために、やはりなるべくこれを近代化することにつ

とめなければなりません。御承知のように、林野庁においてはそういう方面に四十二年予算をはじめ全力をあげておる最中でありまして。

それから国有林労働者の組合組織率、これもあるいは他の関係からお話があるかもしれませんが、林業労働者の賃金は、同種の屋外労働者に比べまして低賃金であることは、私どもよく承知いたしておりますが、これはおおむね他の周辺の労働賃金とは均衡を保っておるわけでありまして、全体として上昇いたしてまいるように、これは林業を盛んにすることによってその所得をふやすことにわれわれはつとめてまいらなければならないと思っております。

それから、小規模林家の生産、所得向上のための生産森林組合の育成、御承知のように、この国会に出しております法律の説明にも林野庁当局から申し上げておりますように、この生産森林組合につきましては、従来から林業構造改善事業における機械導入等に対する補助、それから農林漁業金融公庫からの長期低利資金の融資等をいたしまして、この生産力を高め、そして経営の健全化をはかることに力を入れておるわけでありまして。これからもそういう方向でつとめてまいりたいと思っております。

それから、基盤整備の中核たる林道整備につきましてお話がございました。林道整備につきましては、林業施策の重点事項といたしまして、その積極的推進をはかることといたしまして、昭和四

十二年度予算におきましては、補助体系の整備等をいたし、補助率、補助事業の拡充、それから林道資金の貸し付け条件の緩和等をいたしておることは御承知のとおりであります。この林道に関する特別の法律の制定につきましては、なお慎重に現状に即して検討してまいりたいと思っております。

現在の林業構造改善のことにつきましてお話がございました。ただいま総理大臣からもお話がございましたが、林業構造改善事業は、林業が重要な地位を占めておる農山村において、小規模林業経営者を主たる対象として、その経営規模の拡大、その他山林保有の合理化並びに協業を中心とする林業経営の近代化を推進することを目的として実施いたしておるのであります。御承知のように、着々これの成果のあがっておるところも各地に出ておるわけでございます。

それから、外材のお話がございました。これも総理大臣からもお話がございましたが、私どもは、国内産材を主たるものとしたしまして、その補完的に外材をもつて補うようにいたしておるのではありませんが、そういう意味におきまして、お話しのように、日本の木材の利用を外材に重点を置いておるような一部の説は、これは誤りでございまして、補完的にいたしておるのはいく皆さんも御存じのとおりでございます。これらはわが国の経済全体から見て判断をすべきものでございまして、大事な問題でありますから、政府におきま

ても十分慎重に対処いたしてまいりたいと思えます。したがって、林産物の価格のことにつきましても、ただいまお話し申し上げましたとおりでございます。

あと、国有林のあり方について、国有林の利用に関する法律のお話がありました。これも総理大臣からきわめて明快にその趣旨をお述べになりましたが、私どもは、農業、林業その他一般に考えまして、あの活用法というものは、この法律を巧みに活用することによって農業関係に大きな裨益をいたすものであると存じまして提出をいたしておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣早川崇君登壇〕

○国務大臣(早川崇君) 国有林労働者に対する労災保険、失業保険の適用拡大についての御質問でございます。

労災保険につきましては、原則として強制適用になっておるわけでございますが、ただ例外的に、年間延べ三百人未満の事業所に対しましては強制適用になっておりません。したがって、今回国会に提案いたしました失業保険・労災保険の一部改正法案の中に、これを強制適用するという改正をいたそうといたしておる次第でございます。

失業保険につきましては、林業は、他産業と違いまして、事業自体に季節性がございまして、定期的に季節的に失業するという性格がございします。また、雇用関係、賃金支払い関係等につきまして非常に不明確な点がございします。したがっ

て、強制適用ということは無理でございますので、任意適用の制度を十分活用して、雇用関係の明確な林業労働者に対しては失業保険を任意適用していく、こういうことをもってこの問題にこたえていきたいと、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣坊秀男君登壇〕

○國務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問、すなわち、健康保険、厚生年金との関連事項につきましてお答え申し上げます。

健康保険、厚生年金では、一定の事業を行なうもので、常時五人以上の労働者を使用するものを強制適用事業所として、その従業員を被保険者としておりますが、適用業種以外の事業を行なうものや五人未満の事業所についても、任意適用業種であるので、任意適用と相なりますが、林業が比較的短期間の季節的業務であること、また、林業労働者の雇用形態は、請負的なものが多く、事業所との使用関係が不明確であることから、被用者保険に完全適用をはかることは技術的にも困難な面がございますが、医療保険につきましては、

来年度を目途に、制度全般に関する抜本対策を検討することとされており、また、年金保険については、昭和四十四年に厚生年金の再計算期を迎えるので、その際、これらの問題についてもあわせて検討をはかっている所存でございます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

ました。

住民基本台帳法案(内閣提出、参議院送付)

○竹内黎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、住民基本台帳法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(園田直君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

住民基本台帳法案を議題といたします。

住民基本台帳法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月十六日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

住民基本台帳法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 住民基本台帳(第五条―第十五条)

第三章 戸籍の附票(第十六条―第二十条)

第四章 届出(第二十一条―第三十条)

第五章 雑則(第三十一条―第四十一条)

第六章 罰則(第四十二条―第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(国及び都道府県の責務)

第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為(第二十一条において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。)がすべて一の行為により行なわれ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行なわれるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

(市町村長の責務)

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行なわれるように努めなければならない。

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本

本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

(住民の住所に関する法令の規定の解釈)

第四条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十条第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

第二章 住民基本台帳

(住民基本台帳の備付け)

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条に規定する事項を記録するものとする。

(住民基本台帳の作成)

第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることが出来る。

(住民票の記載事項)

第七条 住民票には、次に掲げる事項を記載する。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内においてあらたに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

九 選挙人名簿に登録された者については、その旨

十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十七条第二項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和十四年法律第四十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者をいう。第二十九条及び第三十七条第二項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十二 米穀類の消費者（食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第八条ノ三第一項に規定する消費者（米穀類を業務上消費する者を除く。）をいう。第三十条及び第三十七条第二項において同じ。）である者については、その米穀類の配給に関する事項で政令で定めるもの

（住民票の記載等）

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行なうものとする。

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

（選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会（通知））

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十六条第一項若しくは第二項の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同法第二十七条第三項において準用する同法第二十六条第一項の規定若しくは同法第二十七条第四項の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

（住民基本台帳の閲覧）

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 市町村長は、職務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、前項の請求を拒むことができる。

（住民票の写しの交付）

第十二条 何人でも、市町村長に対し、住民票の写しの交付を請求することができる。

2 市町村長は、前項の請求があつたときは、特

別の請求がない限り、第七条第九号から第十二号までに掲げる事項の記載を省略した写しを交付することができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の請求について準用する。

（住民基本台帳の脱漏等に関する委員会の通報）

第十三条 市町村の委員会（地方自治法第三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは記載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）

第十四条 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十条若しくは前条の規定による通知若しくは通報若しくは第三十四条第一項若しくは第二項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤記があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（選挙人名簿との関係）

第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有するものについて行なうものとする。

第三章 戸籍の附票

（戸籍の附票の作成）

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、

戸籍の附票を作成しなければならない。

（戸籍の附票の記載事項）

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項を記載する。

一 戸籍の表示

二 氏名

三 住所

四 住所を定めた年月日

（戸籍の附票の記載等）

第十八条 戸籍の附票の記載等は、職権で行なうものとする。

（戸籍の附票の記載等のための市町村長間の通知）

第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載してある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

（住民基本台帳に関する規定の準用）

第二十條 第十一条並びに第十二条第一項及び第三項の規定は、戸籍の附票について準用する。

第四章 届出

（住民としての地位の変更に關する届出の原則）

第二十一条 住民としての地位の変更に關する届出は、すべてこの章に定める届出によつて行なうものとする。

(転入届)

第二十二条 転入(あらたに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条において同じ)をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名

二 住所

三 転入をした年月日

四 従前の住所

五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄六 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者(同項第六号の者を除く)は、住所の異動に關する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(転居届)

第二十三条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ)をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名

二 住所

三 転居をした年月日

四 従前の住所

五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(転出届)

第二十四条 転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ)をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯変更届)

第二十五条 前三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者(政令で定める者を除く)は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯主が届出を行なう場合)

第二十六条 世帯主は、その世帯に属する他の者(次項において「世帯員」という)に代わつて、この法律の規定による届出をすることができ

2 世帯員がこの法律の規定による届出をするに及ぶときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

(届出の方式)

第二十七条 この法律の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面で行なければならない。

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この法律の規定による届出をするべき者は、国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを附記するものと

する。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この法律の規定による届出をするべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを附記するものとする。

(米穀類の消費者である者に係る届出の特例)

第三十条 この法律の規定による届出をするべき者が米穀類の消費者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀類の配給に關する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

第五章 雑則

(不服申立て)

第三十一条 この法律の規定により市町村長がした処分不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができ、この場合において、異議申立てをすることもできる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十二条 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(関係市町村長の意見が異なる場合の措置)

第三十三条 市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がととのわないときは、都道府県知事(関係市町村が二以上の都道府県の区域内の市町村である場合には、主務大臣)に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から六十日以内に決定をしなければならない。

3 前項の決定は、文書をもつてし、その理由を

附して関係市町村長に通知しなければならない。

4 関係市町村長は、第二項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に訴えることができる。

(調査)

第三十四条 市町村長は、定期に、第七条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条に規定する事項について調査をすることができる。

3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該吏員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該吏員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第三十五条 住民基本台帳に關する調査に關する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(資料の提供)

第三十六条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に關して資料の提供を求めることができる。

(助言、勧告等)

第三十七条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助

言若しくは勧告をすることが出来る。

2 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生大臣、米穀類の消費者に関する事項については農林大臣に協議するものとする。

3 市町村長は、主務大臣又は都道府県知事に対し、第一項の助言又は勧告を求めることができる。

(指定都市の特例)

第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることが出来る。

(適用除外)

第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない。

(主務大臣)

第四十条 この法律において、主務大臣は、自治大臣とする。ただし、第九条第二項の規定による通知に関する事項及び第三章に規定する戸籍の附票に関する事項については、法務大臣及び自治大臣とする。

(政令への委任)

第四十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第四十二条 第三十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十四条第三項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下

の罰金に処する。

第四十四条 第二十二條から第二十五条までの規定による届出に關し虚偽の届出(第二十八條から第三十条までの規定による附記を含む。)をした者は、二千元以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 正当な理由がなくて第二十二條から第二十五条までの規定による届出をしない者は、二千元以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料の裁判は、簡易裁判所がする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第十五条の規定はこの法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第十一条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第八条第一項の改正部分を除く。)の規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)

第二条 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)及び住民登録法施行法(昭和二十七年法律第六十六号)は、廃止する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第三条 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

2 施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳に關する経過措置)

第四条 市町村長は、昭和四十四年三月三十一日までに、施行日の前日現在における住民(同日後において転出をした者を除く。)につき、住民

票を作成しなければならない。この場合においては、第七條第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

2 市町村長は、前項の規定により住民票を作成したときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定による告示がされるまでの間は、第六條に規定する住民票及び旧住民登録法の規定による住民票を住民基本台帳とみなす。この場合において、第六條に規定する住民票については、第七條第九号から第十二号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

4 前項の場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、この附則に定めるもののほか、政令で定める。

(戸籍の附票に關する経過措置)

第五条 旧住民登録法の規定による戸籍の附票は、この法律の規定による戸籍の附票とみなす。

(住所の異動に關する届出に關する経過措置)

第六条 施行日から起算して七日を経過する日までの間に転出をする者(国外に転出をする者を除く。)については、第二十四条の規定は、適用しない。

2 前項の者及び施行日前に転出をした者については、第二十二條第二項の規定は、適用しない。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二編第二章第十三條の次に次の一条を加える。

第十三條之二 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に關する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

(法務省設置法の一部改正)

第八条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中、「住民登録を割り、同条第十一号中「事項」の下に「及び法律(法律に基づく

命令を含む。)で法務省の所掌に属せられた事項」を加える。

第六條第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号の前に次の一号を加える。

七 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第

九号)第九條第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に關する事項

(沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令の一部改正)

第九条 沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「寄留事務」を「住民基本台帳に關する事務」に改め、同条第一項中「本籍を有する者の戸籍及び住民登録事務で、本籍地の市町村長の管掌し、又は管理すべきものを」と「本籍を有する者について戸籍事務並びに住民基本台帳法(昭和四十二年法律第 号)第九條第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に關する事務」に改め、同条第三項中「住民登録事務」を「住民基本台帳に關する事務」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

2 当該市町村の区域内に住するに至つたため前項の規定による登録の申出をしようとする者は、政令で定めるところにより、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第 号)第二十二條(転入届)の規定による届出とあわせて、当該申出をすることが出来る。この場合において、その者の属する世帯の世帯主は、その者に代わつて、当該申出をすることが出来る。

附則第二十項を次のように改める。

20 選挙人名簿の登録については、住民基本台帳法第五條の住民基本台帳の記録に基づいて行なう制度を、同法の公布の日から起算して

二年以内に実施しなければならない。
 (地方税法の一部改正)
 第十一條 地方税法の一部を次のように改正す

第八條第一項中「ととのわない場合において」の下に「住民基本台帳法昭和四十二年法律第三十三條の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第二十四條第七項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者(第二十九條第四項第三項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含む、同条第四項に規定する者を除く)をいう。

第二十九條第六項中「第三項から第五項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項から第五項までを三項ずつ繰り下げ、同条第一項第四号中「第五項」を「第八項」に改め、同項の次に次の三項を加える。

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができ、この場合に於いて、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知つたときは、その旨を当該地の市町村の長に通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村民税を課された者

に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課することができない。
 (改正後の地方税法の規定の適用)

第十二條 前条の規定による改正後の地方税法第二十四條及び第二十九條第四條の規定は、昭和四十五年分個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(自治省設置法の一部改正)

第十三條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六號の四の次に次の一号を加える。

十六の五 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第十六號)の施行に関する事務を行なうこと。

第十條第五號の四の次に次の一号を加える。

五の五 住民基本台帳法の施行に関すること。

(国民健康保険法の一部改正)

第十四條 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第二十二號)第二十二條から第二十五條までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八條の規定による附記がされたとに限り、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

第二十二條中「第九條」の下に「(第四項を除く)」を加える。

第百十六條の見出しを「(修学中の被保険者の特例)」に改め、同条中「この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有し、かつ」を「第五條の規定にかかわらず、当該他の

市町村の行なう国民健康保険の被保険者とし、かつ、この法律の適用については」に改める。
 (国民年金法の一部改正)
 第十五條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第二十二號)第二十二條から第二十四條までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十九條の規定による附記がされたとに限り、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

第十三條第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第百五條第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

(住居表示に関する法律の一部改正)
 第十六條 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第九十九號)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「住民票」を「住民基本台帳」に改める。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

地方行政委員長亀山孝一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○亀山孝一君 登壇。

○亀山孝一君 ただいま議題となりました住民基本台帳法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もつて住民の利便を増進するとともに、行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう住民基本台帳の制度を設けようとするものであります。

本案は、参議院先議でありまして、六月十六日当委員会に付託せられ、六月二十三日藤枝自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、熱心に審査を行なつたのであります。七月十七日質疑を終了し、本日、討論の通告もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

○竹内繁一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、小規模企業共済法の一部を改正する法律案、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(園田直君) 竹内繁一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。小規模企業共済法の一部を改正する法律案、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年四月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

小規模企業共済法の一部を改正する法律
小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の
一部を次のように改正する。

目次中「第三条を「第二条の二に、「第二十二
条」を「第二十二條の二」に、「第六十二條」を
「第六十三條」に改める。

第二章中「第三条の前に次の三条を加える。

(共済契約の種類)

第二条の二 共済契約は、第一種共済契約及び第
二種共済契約とする。

(第一種共済契約)

第二条の三 第一種共済契約は、共済契約者に次
の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつ
て、その者の掛金納付月数が十二月以上のとき
に、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が
死亡によるものであるときは、その遺族)に共
済金を支給する共済契約とする。

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業
者としての地位において締結した共済契約に
係る共済契約者にあつては、その会社等の解
散があつたとき(第七条第三項第一号及び第
二号に掲げるものを除く。))

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地
位において締結した共済契約に係る共済契約
者にあつては、疾病、負傷又は死亡によりそ
の会社等の役員でなくなつたとき

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納
付月数が二百四十日以上である共済契約者に
あつては、前二号に掲げる事由が生じないで
共済金の支給の請求があつたとき。

(第二種共済契約)

第二条の四 第二種共済契約は、共済契約者に次
の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつ
て、その者の掛金納付月数が十二月以上のとき
に、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が
死亡によるものであるときは、その遺族)に共
済金を支給する共済契約とする。

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業
者としての地位において締結した共済契約に
係る共済契約者にあつては、その会社等の解
散があつたとき。

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地
位において締結した共済契約に係る共済契約
者にあつては、前号に掲げる事由が生じない
でその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納
付月数が二百四十日以上である共済契約者に
あつては、前二号に掲げる事由が生じないで
共済金の支給の請求があつたとき。

四 前二号に掲げる事由が生じないで共済契約
者の掛金納付月数が三百六十月に達したと
き。

第七条第一項中「次項の下に」又は「第三項」を加
え、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項
とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一種共済契約の共済契約者に次
の各号に掲げる事由が生じたときは、第一種共
済契約を解除しなければならない。

一 個人たる小規模企業者としての地位におい
て締結した共済契約に係る共済契約者がその
事業と同一の事業を営む会社を設立するため
その事業に係る金銭以外の資産の出資をする
ことにより事業を廃止したとき。

二 個人たる小規模企業者としての地位におい
て締結した共済契約に係る共済契約者がその
配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡した
とき。

三 会社等の役員たる小規模企業者としての地
位において締結した共済契約に係る共済契約
者が第二号の三各号に掲げる事由が生じない
でその会社等の役員でなくなつたとき。

第九条第一項を削り、同条第二項中「共済金の
額」を「事業団が支給すべき共済金の額」に改め、
同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加
え、同条第三項を削る。

2 前項の区分共済金額は、第一種共済契約又は
第二種共済契約ごとに、それぞれ次の各号に掲
げる金額とする。

役員たる小規模企業者となつたときを除く。)にあ
つては、掛金区分に応ずる区分解約手当金額(そ
の区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区
分に応ずるものを除く。)の合計額とする」に改め、
同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加え
る。

一 第一種共済契約
別表第一の上欄に掲げる
掛金区分に係る掛金納付
月数に及び、第二号の三
第一号に掲げる事由に係
るものにあつては同表の
中欄に、同条第二号又は
第三号に掲げる事由に係
るものにあつては同表の
下欄に掲げる金額

4 前項の区分解約手当金額は、別表第一の上欄
に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に及び、
同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じ
て得た金額(その額がその掛金区分に係る納付
に係る掛金の合計額に達しないときは、その合
計額)とする。

二 第二種共済契約
別表第二の上欄に掲げる
掛金区分に係る掛金納付
月数に及び、第二号の四
第一号又は第四号に掲げ
る事由に係るものにあつ
ては同表の中欄に、同条
第二号又は第三号に掲げ
る事由に係るものにあつ
ては同表の下欄に掲げる
金額

第十三条中「第九條第一項第一号又は第二号」を
「第二條の三第一号若しくは第二号又は第二條の
四第一号若しくは第二号」に改め、「再び」の下に
「当該共済金に係る共済契約と同一の種類の共済
契約の」を加え、同条に後段として次のように加
える。

第十條第一項中「前條第一項の規定により」を
「第二條の三又は第二條の四に規定する」に改め
る。

第一種共済契約の共済契約者に第七條第三項
第一号又は第三号に掲げる事由が生じた後一年
以内、その者が解約手当金の支給を請求しな
い、及び第一種共済契約の共済契約者となり、
かつ、その者の申出があつたときも、同様とす
る。

第十二條第一項中「ときは」を「場合であつて共
済契約者の掛金納付月数が十二月以上のときは」
に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「解約
手当金の額は」の下に、「第七條第二項、第三項第
一号又は第四項の規定により共済契約が解除され
たとき(第三項第一号の規定により共済契約が解
除された場合にあつては、当該共済契約者が同号
の会社等の役員たる小規模企業者となつたときに限
る。にあつては)を加え、「百分の百」を「百分の百
五十」に、「合計額とする」を「合計額とし、第七條
第三項の規定により共済契約が解除されたとき
(同項第一号の規定により共済契約が解除された
場合にあつては、当該共済契約者が同号の会社の

2 個人たる小規模企業者としての地位におい
て締結した共済契約に係る共済契約者(当該共済
契約についてこの項の規定により掛金納付月数
が通算されたことのある者を除く。)の事業の全
部を一人で譲り受け又は相続により承継した者
(その共済契約者の配偶者又は子に限る。)であ
つて、当該共済契約者の共済契約(以下この項
及び第十五條において「旧共済契約」という。)に
係る共済金等の全部の支給を受ける権利を有す
るもの(第十五條ただし書の規定により条件付
き権利の譲渡を受けたものを含む。)が、当該
譲受け又は相続開始の日から一年以内に、当該
共済金等の支給の請求をしないうで、個人たる小

第十三條に次の一項を加える。

個人たる小規模企業者としての地位におい
て締結した共済契約に係る共済契約者(当該共済
契約についてこの項の規定により掛金納付月数
が通算されたことのある者を除く。)の事業の全
部を一人で譲り受け又は相続により承継した者
(その共済契約者の配偶者又は子に限る。)であ
つて、当該共済契約者の共済契約(以下この項
及び第十五條において「旧共済契約」という。)に
係る共済金等の全部の支給を受ける権利を有す
るもの(第十五條ただし書の規定により条件付
き権利の譲渡を受けたものを含む。)が、当該
譲受け又は相続開始の日から一年以内に、当該
共済金等の支給の請求をしないうで、個人たる小

規模企業者としての地位において当該旧共済契約と同一の種類の共済契約を締結し、かつ、その者の申出があつたときは、当該旧共済契約と新たに締結された共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。

第十五条ただし書中「国税滞納処分」を「第十三条第二項の規定により通算の申出をしようとする者に対しその申出をすることを条件として当該通算の対象となる旧共済契約に係る共済金等の支給を受ける権利を譲り渡す場合及び国税滞納処分」に改める。

第十七条中「共済契約者に第九条第一項各号を「第一種共済契約の共済契約者にあつては第二條の三各号に、第二種共済契約の共済契約者にあつては第二條の四各号に、同項各号を」第二條の三各号若しくは第二條の四各号」に改める。

第二章に次の一条を加える。

別表第一

二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、五〇〇円	六、五〇〇円
四月	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円
五月	七、五〇〇円	七、五〇〇円
六月	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円
七月	八、五〇〇円	八、五〇〇円
八月	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円
九月	九、五〇〇円	九、五〇〇円
十月	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
十一月	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
十二月	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
一月	一一、五〇〇円	一一、五〇〇円
二月	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

(届出)

第二十二條の二 第一種共済契約の共済契約者は、第七條第三項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

第三十四條を次のように改める。

(役員欠格事項)

第三十四條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第三十五條中「前条各号の二」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第六十二條を第六十三條とし、第六十一條を第六十二條とし、同条の前に次の一条を加える。

第六十一條 第二十二條の二の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千元以下の罰金に処する。

別表を別表第二とし、同表の前に別表第一として次のように加える。

五月	一二、五〇〇円	一二、五〇〇円
六月	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
七月	一三、五〇〇円	一三、五〇〇円
八月	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
九月	一四、五〇〇円	一四、五〇〇円
十月	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
十一月	一五、五〇〇円	一五、五〇〇円
十二月	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
一月	一六、五〇〇円	一六、五〇〇円
二月	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
三月	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円
四月	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
五月	一八、五〇〇円	一八、五〇〇円
六月	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
七月	一九、五〇〇円	一九、五〇〇円
八月	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
九月	二〇、五〇〇円	二〇、五〇〇円
十月	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
十一月	二一、五〇〇円	二一、五〇〇円
十二月	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
一月	二二、五〇〇円	二二、五〇〇円
二月	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
三月	二三、五〇〇円	二三、五〇〇円
四月	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
五月	二四、五〇〇円	二四、五〇〇円
六月	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
七月	二五、五〇〇円	二五、五〇〇円
八月	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
九月	二六、五〇〇円	二六、五〇〇円
十月	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円

昭和四十二年七月十八日 衆議院會議録第四十一号 小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一案

五月	三三、九三〇円	二七、七九〇円	七七	五五、一二〇円	四五、三三〇円
五月	三四、七〇〇円	二八、三九〇円	七八	五六、〇〇〇円	四六、〇一〇円
五月	三五、四七〇円	二八、九八〇円	七九	五六、八七〇円	四六、七〇〇円
五月	三六、二四〇円	二九、五八〇円	八〇	五七、七五〇円	四七、三九〇円
五月	三七、〇一〇円	三〇、一八〇円	八一	五八、六三〇円	四八、〇八〇円
五月	三七、七九〇円	三〇、七八〇円	八二	五九、四九〇円	四八、七七〇円
五月	三八、五六〇円	三一、三八〇円	八三	六〇、三七〇円	四九、四六〇円
五月	三九、三三〇円	三一、九七〇円	八四	六一、二五〇円	五〇、一五〇円
五月	四〇、一〇〇円	三二、五七〇円	八五	六一、一八〇円	五〇、八七〇円
六月	四〇、八七〇円	三三、一七〇円	八六	六二、一一〇円	五一、六〇〇円
六月	四一、七〇〇円	三三、九〇〇円	八七	六四、〇五〇円	五二、三二〇円
六月	四二、五一〇円	三四、六二〇円	八八	六四、九八〇円	五三、〇五〇円
六月	四三、三四〇円	三五、三五〇円	八九	六五、九二〇円	五三、七七〇円
六月	四四、一六〇円	三六、〇七〇円	九〇	六六、八五〇円	五四、五〇〇円
六月	四四、九九〇円	三六、八〇〇円	九一	六七、七九〇円	五五、二二〇円
六月	四五、八〇〇円	三七、五二〇円	九二	六八、七二〇円	五五、九五〇円
六月	四六、六二〇円	三八、二五〇円	九三	六九、六六〇円	五六、六七〇円
六月	四七、四五〇円	三八、九七〇円	九四	七〇、五九〇円	五七、四〇〇円
六月	四八、二六〇円	三九、七〇〇円	九五	七一、五二〇円	五八、一二〇円
七月	四九、〇九〇円	四〇、四二〇円	九六	七二、四五〇円	五八、八五〇円
七月	四九、九一〇円	四一、一五〇円	九七	七三、四五〇円	五九、六一〇円
七月	五〇、七四〇円	四一、八七〇円	九八	七四、四四〇円	六〇、三七〇円
七月	五一、六一〇円	四二、五六〇円	九九	七五、四四〇円	六一、一三〇円
七月	五二、四九〇円	四三、二五〇円	一〇〇	七六、四三〇円	六一、八九〇円
七月	五三、三七〇円	四三、九四〇円	一〇一	七七、四四〇円	六一、六六〇円
七月	五四、二四〇円	四四、六三〇円	一〇二	七八、四三〇円	六二、四二〇円

一〇三月	七九、四三〇円	六四、一八〇円
一〇四月	八〇、四三〇円	六四、九四〇円
一〇五月	八一、四二〇円	六五、七〇〇円
一〇六月	八二、四二〇円	六六、四六〇円
一〇七月	八三、四一〇円	六七、二三〇円
一〇八月	八四、四一〇円	六七、九九〇円
一〇九月	八五、四七〇円	六八、七九〇円
一一〇月	八六、五三〇円	六九、五九〇円
一一一月	八七、五九〇円	七〇、三九〇円
一一二月	八八、六六〇円	七一、一九〇円
一一三月	八九、七一〇円	七二、七九〇円
一一四月	九〇、七八〇円	七三、五九〇円
一一五月	九一、八三〇円	七四、三九〇円
一一六月	九二、九〇〇円	七五、一九〇円
一一七月	九三、九六〇円	七六、〇〇〇円
一一八月	九四、〇二〇円	七六、八〇〇円
一一九月	九五、〇八〇円	七七、六〇〇円
一二〇月	九六、一五〇円	七八、六五〇円
一二一月	九七、二二〇円	七九、七〇〇円
一二二月	九八、二七〇円	八〇、七五〇円
一二三月	九九、三四〇円	八一、八一〇円
一二四月	一〇〇、四〇〇円	八二、八六〇円
一二五月	一〇一、四六〇円	八三、九一〇円
一二六月	一〇二、五二〇円	八四、九七〇円
一二七月	一〇三、五八〇円	八六、〇二〇円
一二八月	一〇四、六四〇円	

一二九月	一〇七、三二〇円	八七、〇七〇円
一三〇月	一〇八、四六〇円	八八、一二〇円
一三一月	一〇九、五九〇円	八九、一八〇円
一三二月	一一〇、七二〇円	九〇、二三〇円
一三三月	一一一、九二〇円	九一、一六〇円
一三四月	一一三、一三〇円	九二、一〇〇円
一三五月	一一四、三四〇円	九三、〇三〇円
一三六月	一一五、五四〇円	九三、九六〇円
一三七月	一一六、七五〇円	九四、九〇〇円
一三八月	一一七、九六〇円	九五、八三〇円
一三九月	一二一、一六〇円	九六、七七〇円
一四〇月	一二〇、三七〇円	九七、七〇〇円
一四一月	一二一、五八〇円	九八、六三〇円
一四二月	一二二、七八〇円	九九、五七〇円
一四三月	一二三、九九〇円	一〇〇、五〇〇円
一四四月	一二五、二〇〇円	一〇一、四四〇円
一四五月	一二六、四八〇円	一〇二、四二〇円
一四六月	一二七、七六〇円	一〇三、四一〇円
一四七月	一二九、〇五〇円	一〇四、三九〇円
一四八月	一三〇、三三〇円	一〇五、三八〇円
一四九月	一三一、六二〇円	一〇六、三七〇円
一五〇月	一三二、九一〇円	一〇七、三五〇円
一五一月	一三四、二〇〇円	一〇八、三四〇円
一五二月	一三五、四八〇円	一〇九、三三〇円
一五三月	一三六、七七〇円	一一〇、三一〇円
一五四月	一三八、〇六〇円	一一一、三〇〇円

昭和四十二年七月十八日 衆議院會議録第四十一号 小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一案

一五五月	一三九、三四〇円	一二二、二九〇円
一五六月	一四〇、六二〇円	一二三、二七〇円
一五七月	一四一、九九〇円	一二四、三一〇円
一五八月	一四三、三七〇円	一二五、三六〇円
一五九月	一四四、七三〇円	一二六、四〇〇円
一六〇月	一四六、一一〇円	一二七、四四〇円
一六一月	一四七、四七〇円	一二八、四八〇円
一六二月	一四八、八五〇円	一二九、五二〇円
一六三月	一五〇、二二〇円	一二〇、五六〇円
一六四月	一五一、五九〇円	一二一、六〇〇円
一六五月	一五二、九六〇円	一二二、六五〇円
一六六月	一五四、三三〇円	一二三、六九〇円
一六七月	一五五、七〇〇円	一二四、七三〇円
一六八月	一五七、〇八〇円	一二五、七七〇円
一六九月	一五八、五三〇円	一二六、八七〇円
一七〇月	一五九、九九〇円	一二七、九七〇円
一七一月	一六一、四五〇円	一二九、〇七〇円
一七二月	一六二、九二〇円	一三〇、一七〇円
一七三月	一六四、三八〇円	一三一、二七〇円
一七四月	一六五、八四〇円	一三二、三七〇円
一七五月	一六七、二九〇円	一三三、四七〇円
一七六月	一六八、七六〇円	一三四、五七〇円
一七七月	一七〇、二二〇円	一三五、六七〇円
一七八月	一七一、六八〇円	一三六、七七〇円
一七九月	一七三、一五〇円	一三七、八七〇円
一八〇月	一七四、六一〇円	一三八、九七〇円

一八一月	一七六、一六〇円	一四〇、一三〇円
一八二月	一七七、七二〇円	一四一、二九〇円
一八三月	一七九、二七〇円	一四二、四五〇円
一八四月	一八〇、八四〇円	一四三、六二〇円
一八五月	一八二、三九〇円	一四四、七八〇円
一八六月	一八三、九五〇円	一四五、九四〇円
一八七月	一八五、五一〇円	一四七、一〇〇円
一八八月	一八七、〇六〇円	一四八、二六〇円
一八九月	一八八、六二〇円	一四九、四二〇円
一九〇月	一九〇、一七〇円	一五〇、五八〇円
一九一月	一九一、七四〇円	一五一、七五〇円
一九二月	一九三、三〇〇円	一五二、九一〇円
一九三月	一九四、九六〇円	一五四、一三〇円
一九四月	一九六、六一〇円	一五五、三六〇円
一九五月	一九八、二七〇円	一五六、五九〇円
一九六月	一九九、九三〇円	一五七、八一〇円
一九七月	二〇一、五九〇円	一五九、〇四〇円
一九八月	二〇三、二五〇円	一六〇、二七〇円
一九九月	二〇四、九一〇円	一六一、四九〇円
二〇〇月	二〇六、五八〇円	一六二、七二〇円
二〇一月	二〇八、二四〇円	一六三、九五〇円
二〇二月	二〇九、九〇〇円	一六五、一七〇円
二〇三月	二一一、五六〇円	一六六、四〇〇円
二〇四月	二二三、二二〇円	一六七、六三〇円
二〇五月	二二四、九八〇円	一六八、九二〇円
二〇六月	二二六、七六〇円	一七〇、二二〇円

二〇七月	二一八、五三〇円	一七一、五一〇円
二〇八月	二二〇、二九〇円	一七二、八一〇円
二〇九月	二二二、〇六〇円	一七四、一〇〇円
二一〇月	二二三、八三〇円	一七五、四〇〇円
二一一月	二二五、六一〇円	一七六、六九〇円
二一二月	二二七、三八〇円	一七七、九九〇円
二一三月	二二九、一五〇円	一七九、二八〇円
二一四月	二三〇、九二〇円	一八〇、五八〇円
二一五月	二三二、六九〇円	一八一、八七〇円
二一六月	二三四、四六〇円	一八三、一七〇円
二一七月	二三六、三四〇円	一八四、五三〇円
二一八月	二三八、一一〇円	一八五、九〇〇円
二一九月	二四〇、一〇〇円	一八七、二七〇円
二二〇月	二四二、〇一〇円	一八八、六四〇円
二二一月	二四三、八九〇円	一九〇、〇一〇円
二二二月	二四五、七八〇円	一九一、三七〇円
二二三月	二四七、六六〇円	一九二、七四〇円
二二四月	二四九、五五〇円	一九四、一一〇円
二二五月	二五一、四三〇円	一九五、四八〇円
二二六月	二五三、三三〇円	一九六、八四〇円
二二七月	二五五、二二〇円	一九八、二一〇円
二二八月	二五七、一〇〇円	一九九、五八〇円
二二九月	二五九、一〇〇円	二〇一、〇二〇円
二三〇月	二六一、一〇〇円	二〇二、四七〇円
三三一月	二六三、一三〇円	二〇三、九一〇円
三三二月	二六五、一四〇円	二〇五、三六〇円

二二三月	二六七、一五〇円	二〇六、八〇〇円
二二四月	二六九、一七〇円	二〇八、二四〇円
二二五月	二七一、一八〇円	二〇九、六九〇円
二二六月	二七三、一九〇円	二一一、一三〇円
二二七月	二七五、一九〇円	二一二、五八〇円
二二八月	二七七、二一〇円	二一四、〇二〇円
二二九月	二七九、二二〇円	二一五、四七〇円
二四〇月	二八一、二三〇円	二一六、九一〇円
二四一月	二八三、三八〇円	二一九、六三〇円
二四二月	二八五、五二〇円	二二二、三五〇円
二四三月	二八七、六七〇円	二二五、〇七〇円
二四四月	二八九、八一〇円	二二七、七九〇円
二四五月	二九一、九五〇円	二三〇、五一〇円
二四六月	二九四、〇九〇円	二三三、二三〇円
二四七月	二九六、二四〇円	二三五、九五〇円
二四八月	二九八、三八〇円	二三八、六六〇円
二四九月	三〇〇、五三〇円	二四一、三八〇円
二五〇月	三〇二、六七〇円	二四四、一〇〇円
二五一月	三〇四、八二〇円	二四六、八二〇円
二五二月	三〇六、九六〇円	二四九、五四〇円
二五三月	三〇九、二五〇円	二五一、三二〇円
二五四月	三一、五三〇円	二五三、一一〇円
二五五月	三一三、八一〇円	二五四、八九〇円
二五六月	三一六、一〇〇円	二五六、六七〇円
二五七月	三一八、三九〇円	二五八、四五〇円
二五八月	三二〇、六七〇円	二六〇、二四〇円

昭和四十二年七月十八日 衆議院會議録第四十一号 小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一案

二五九月	三三二、九六〇円	二六二、〇二〇円
二六〇月	三三二、二四〇円	二六三、八〇〇円
二六一月	三二七、五三〇円	二六五、五八〇円
二六二月	三二九、八一〇円	二六七、三七〇円
二六三月	三三三、一〇〇円	二六九、一五〇円
二六四月	三三四、三八〇円	二七〇、九三〇円
二六五月	三三六、八二〇円	二七二、八二〇円
二六六月	三三九、二六〇円	二七四、七二〇円
二六七月	三四一、六九〇円	二七六、六一〇円
二六八月	三四四、一三〇円	二七八、五〇〇円
二六九月	三四六、五六〇円	二八〇、三九〇円
二七〇月	三四九、〇〇〇円	二八二、二八〇円
二七一月	三五一、四三〇円	二八四、一七〇円
二七二月	三五三、八八〇円	二八六、〇六〇円
二七三月	三五六、三一〇円	二八七、九五〇円
二七四月	三五八、七五〇円	二八九、八五〇円
二七五月	三六一、一八〇円	二九一、七四〇円
二七六月	三六三、六二〇円	二九三、六三〇円
二七七月	三六六、二二〇円	二九五、六四〇円
二七八月	三六八、八一〇円	二九七、六四〇円
二七九月	三七一、四一〇円	二九九、六五〇円
二八〇月	三七四、〇一〇円	三〇一、六六〇円
二八一月	三七六、六〇〇円	三〇三、六六〇円
二八二月	三七九、二〇〇円	三〇五、六七〇円
二八三月	三八一、八一〇円	三〇七、六八〇円
二八四月	三八四、四〇〇円	三〇九、六八〇円
二八五月	三八七、〇〇〇円	三一〇、六八〇円
二八六月	三八九、五九〇円	三一三、七〇〇円
二八七月	三九二、一九〇円	三一五、七〇〇円
二八八月	三九四、七九〇円	三一七、七一〇円
二八九月	三九七、五六〇円	三一八、八四〇円
二九〇月	四〇〇、三二〇円	三二〇、九七〇円
二九一月	四〇三、〇九〇円	三二二、一〇〇円
二九二月	四〇五、八六〇円	三二四、二三〇円
二九三月	四〇八、六二〇円	三二六、三六〇円
二九四月	四一一、四〇〇円	三二八、四八〇円
二九五月	四一四、一七〇円	三三〇、六一〇円
二九六月	四一六、九三〇円	三三二、七四〇円
二九七月	四一九、七〇〇円	三三四、八七〇円
二九八月	四二二、四七〇円	三三六、〇〇〇円
二九九月	四二五、二四〇円	三三九、一三〇円
三〇〇月	四二八、〇一〇円	三四一、二六〇円
三〇一月	四三〇、九六〇円	三四三、三九〇円
三〇二月	四三三、九一〇円	三四五、五二〇円
三〇三月	四三六、八六〇円	三四七、六五〇円
三〇四月	四三九、八一〇円	三五〇、七八〇円
三〇五月	四四二、七七〇円	三五二、九一〇円
三〇六月	四四五、七二〇円	三五四、〇四〇円
三〇七月	四四八、六六〇円	三五六、一七〇円
三〇八月	四五一、六二〇円	三五八、三〇〇円
三〇九月	四五四、五七〇円	三六〇、四三〇円
三一〇月	四五七、五二〇円	三六二、五六〇円

昭和四十二年七月十八日 衆議院會議録第四十一号 小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一案

三三六	五四一、四二〇円	四二九、六五〇円
三三五	五三八、〇六〇円	四二七、一〇〇円
三三四	五三四、七二〇円	四二四、五六〇円
三三三	五三一、三六〇円	四二一、〇二〇円
三三二	五二八、〇一〇円	四一九、四七〇円
三三一	五二四、六五〇円	四一六、九三〇円
三三〇	五二一、三〇〇円	四一四、三九〇円
三二九	五一七、九四〇円	四一一、八四〇円
三二八	五一四、五九〇円	四〇九、三〇〇円
三二七	五一、二三〇円	四〇六、七六〇円
三二六	五〇七、八九〇円	四〇四、二二〇円
三二五	五〇四、五三〇円	四〇一、六七〇円
三二四	五〇一、一八〇円	三九九、一三〇円
三二三	四九八、〇三〇円	三九六、七三〇円
三二二	四九四、八九〇円	三九四、三四〇円
三二一	四九一、七四〇円	三九一、九四〇円
三二〇	四八八、五九〇円	三八九、五四〇円
三一九	四八五、四五〇円	三八七、一四〇円
三一八	四八二、三〇〇円	三八四、七五〇円
三一七	四七九、一六〇円	三八二、三五〇円
三一六	四七六、〇一〇円	三七九、九五〇円
三一五	四七二、八六〇円	三七七、五六〇円
三一四	四六九、七二〇円	三七五、一六〇円
三一三	四六六、五七〇円	三七二、七六〇円
三一二	四六三、四三〇円	三七〇、三七〇円
三一	四六〇、四八〇円	三六八、一一〇円

三三六	六三三、一五〇円	五〇七、七六〇円
三三五	六三〇、〇五〇円	四九八、二六〇円
三三四	六二六、二四〇円	四九三、五一〇円
三三三	六二二、四三〇円	四九〇、六五〇円
三三二	六一八、六一〇円	四八七、七九〇円
三三一	六一四、八一〇円	四八四、九三〇円
三三〇	六一〇、九九〇円	四八二、〇六〇円
三二九	六〇七、一八〇円	四七九、二〇〇円
三二八	六〇三、三八〇円	四七六、三四〇円
三二七	五九九、五六〇円	四七三、四七〇円
三二六	五九五、七六〇円	四七〇、六一〇円
三二五	五九一、九四〇円	四六七、七五〇円
三二四	五八八、一三〇円	四六四、八九〇円
三二三	五八四、三二〇円	四六二、〇二〇円
三二二	五八〇、七四〇円	四五九、三二〇円
三二一	五七七、一七〇円	四五六、六三〇円
三二〇	五七三、五九〇円	四五三、九三〇円
三一九	五七〇、〇二〇円	四五〇、二四〇円
三一八	五六六、四四〇円	四四八、五三〇円
三一七	五六二、八七〇円	四四五、八三〇円
三一六	五五九、二九〇円	四四三、一四〇円
三一五	五五五、七二〇円	四四〇、四四〇円
三一四	五五二、一四〇円	四三七、七四〇円
三一三	五四八、五七〇円	四三五、〇四〇円
三一二	五四四、九九〇円	四三二、三四〇円

昭和四十二年七月十八日 衆議院會議録第四十一号 小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一案

三六三月	六三七、七〇〇円	五二一、五一〇円
三六四月	六四〇、二五〇円	五一七、二六〇円
三六五月	六四二、八〇〇円	五二一、〇一〇円
三六六月	六四五、三五〇円	五二六、七六〇円
三六七月	六四七、九〇〇円	五三一、五一〇円
三六八月	六五〇、四五〇円	五三六、二六〇円
三六九月	六五三、〇〇〇円	五四一、〇一〇円
三七〇月	六五五、五五〇円	五四五、七六〇円
三七一月	六五八、一〇〇円	五五〇、五一〇円
三七二月	六六〇、六五〇円	五五五、二六〇円
三七三月	六六三、二〇〇円	五六〇、〇一〇円
三七四月	六六五、七五〇円	五六四、七六〇円
三七五月	六六八、三〇〇円	五六九、五一〇円
三七六月	六七〇、八五〇円	五七四、二六〇円
三七七月	六七三、四〇〇円	五七九、〇一〇円
三七八月	六七五、九五〇円	五八三、七六〇円
三七九月	六七八、五〇〇円	五八八、五一〇円
三八〇月	六八一、〇五〇円	五九三、二六〇円
三八一月	六八三、六〇〇円	五九八、〇一〇円
三八二月	六八六、一六〇円	六〇二、七六〇円
三八三月	六八八、七二〇円	六〇七、五一〇円
三八四月	六九一、二八〇円	六一二、二六〇円
三八五月	六九三、八四〇円	六一七、〇一〇円
三八六月	六九六、四〇〇円	六二一、七六〇円
三八七月	六九八、九六〇円	六二六、五一〇円
三八八月	七〇一、五二〇円	六三一、二六〇円

三八九月	七〇四、〇八〇円	六三六、〇一〇円
三九〇月	七〇六、六四〇円	六四〇、七六〇円
三九一月	七〇九、二〇〇円	六四五、五一〇円
三九二月	七一、七六〇円	六五〇、二六〇円
三九三月	七二四、三二〇円	六五五、〇一〇円
三九四月	七二六、八八〇円	六五九、七六〇円
三九五月	七二九、四四〇円	六六四、五一〇円
三九六月	七三二、〇〇〇円	六六九、二六〇円
三九七月	七二四、五六〇円	六七四、〇一〇円
三九八月	七二七、一二〇円	六七八、七六〇円
三九九月	七二九、六八〇円	六八三、五一〇円
四〇〇月	七三二、二四〇円	六八八、二六〇円
四〇一月	七三四、八〇〇円	六九三、〇一〇円
四〇二月	七三七、三六〇円	六九七、七六〇円
四〇三月	七三九、九二〇円	七〇二、五二〇円
四〇四月	七四二、四八〇円	七〇七、二八〇円
四〇五月	七四五、〇四〇円	七一、〇四〇円
四〇六月	七四七、六〇〇円	七二一、八〇〇円
四〇七月	七五〇、一六〇円	七二一、五六〇円
四〇八月	七五二、七二〇円	七二六、三二〇円
四〇九月	七五五、二八〇円	七三一、〇八〇円
四一〇月	七五七、八四〇円	七三五、八四〇円
四一一月	七六〇、四〇〇円	七四〇、六〇〇円
四一二月	七六二、九六〇円	七四五、三六〇円
四一三月	七六五、五二〇円	七五〇、一二〇円
四一四月	七六八、〇八〇円	七五四、八八〇円

四二五月	七七〇、六四〇円	七五九、六四〇円
四二六月	七七三、二〇〇円	七六四、四四〇円
四二七月	七七五、七六〇円	七六九、一六〇円
四二八月	七七八、三二〇円	七七三、九二〇円
四二九月	七八〇、八八〇円	七七八、六八〇円
四三〇月	七八三、四四〇円	七八三、四四〇円
四三一月	七八八、二六〇円	七八八、二六〇円
四三二月	七九三、〇八〇円	七九三、〇八〇円
四三三月	七九七、九〇〇円	七九七、九〇〇円
四三四月	八〇二、七二〇円	八〇二、七二〇円
四三五月	八〇七、五四〇円	八〇七、五四〇円
四三六月	八一三、三六〇円	八一三、三六〇円
四三七月	八一七、一八〇円	八一七、一八〇円
四三八月	八二一、〇一〇円	八二一、〇一〇円
四三九月	八二六、八四〇円	八二六、八四〇円
四三〇月	八三一、六七〇円	八三一、六七〇円
四三一月	八三六、五〇〇円	八三六、五〇〇円
四三二月	八四一、三三〇円	八四一、三三〇円
四三三月	八四六、四七〇円	八四六、四七〇円
四三四月	八五一、六一〇円	八五一、六一〇円
四三五月	八五六、七五〇円	八五六、七五〇円
四三六月	八六一、八九〇円	八六一、八九〇円
四三七月	八六七、〇三〇円	八六七、〇三〇円
四三八月	八七二、一七〇円	八七二、一七〇円
四三九月	八七七、三一〇円	八七七、三一〇円
四四〇月	八八二、四五〇円	八八二、四五〇円

四四一月	八八七、五九〇円	八八七、五九〇円
四四二月	八九二、七四〇円	八九二、七四〇円
四四三月	八九七、八九〇円	八九七、八九〇円
四四四月	九〇三、〇四〇円	九〇三、〇四〇円
四四五月	九〇八、五二〇円	九〇八、五二〇円
四四六月	九一四、〇〇〇円	九一四、〇〇〇円
四四七月	九一九、四八〇円	九一九、四八〇円
四四八月	九二四、九六〇円	九二四、九六〇円
四四九月	九三〇、四四〇円	九三〇、四四〇円
四五〇月	九三五、九二〇円	九三五、九二〇円
四五一月	九四一、四〇〇円	九四一、四〇〇円
四五二月	九四六、八八〇円	九四六、八八〇円
四五三月	九五二、三六〇円	九五二、三六〇円
四五四月	九五七、八四〇円	九五七、八四〇円
四五五月	九六三、三三〇円	九六三、三三〇円
四五六月	九六八、八二〇円	九六八、八二〇円
四五七月	九七四、六六〇円	九七四、六六〇円
四五八月	九八〇、五〇〇円	九八〇、五〇〇円
四五九月	九八六、三四〇円	九八六、三四〇円
四六〇月	九九二、一八〇円	九九二、一八〇円
四六一月	九九八、〇二〇円	九九八、〇二〇円
四六二月	一、〇〇三、八六〇円	一、〇〇三、八六〇円
四六三月	一、〇〇九、七〇〇円	一、〇〇九、七〇〇円
四六四月	一、〇一五、五五〇円	一、〇一五、五五〇円
四六五月	一、〇二一、四〇〇円	一、〇二一、四〇〇円
四六六月	一、〇二七、二五〇円	一、〇二七、二五〇円

四六七月	一、〇三三、一〇〇円	一、〇三三、一〇〇円
四六八月	一、〇三八、九五〇円	一、〇三八、九五〇円
四六九月	一、〇四五、一七〇円	一、〇四五、一七〇円
四七〇月	一、〇五一、四〇〇円	一、〇五一、四〇〇円
四七一	一、〇五七、六三〇円	一、〇五七、六三〇円
四七二	一、〇六三、八六〇円	一、〇六三、八六〇円
四七三	一、〇七〇、〇九〇円	一、〇七〇、〇九〇円
四七四	一、〇七六、三二〇円	一、〇七六、三二〇円
四七五	一、〇八二、五五〇円	一、〇八二、五五〇円
四七六	一、〇八八、七八〇円	一、〇八八、七八〇円
四七七	一、〇九五、〇一〇円	一、〇九五、〇一〇円
四七八	一、〇一〇、二四〇円	一、〇一〇、二四〇円
四七九	一、〇一七、四七〇円	一、〇一七、四七〇円
四八〇月	一、〇二三、七〇〇円	一、〇二三、七〇〇円
四八〇月をこえる月数	一、〇二三、七〇〇円に、四八〇月をこえる一月につき、六二二〇円を加算した金額	一、〇二三、七〇〇円に、四八〇月をこえる一月につき、六二二〇円を加算した金額

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の小規模企業共済法(以下「旧法」という。)の定めるところにより締結された共済契約であつて、この法律の施行前に旧法第七条第二項若しくは第三項の規定により解除されたもの又はその共済契約者に旧法第九条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事由が生じたものに係る解約手当金又は共済金の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法の定めるところにより締結されている共済契約(以下「旧共済契約」という。)は、この法律の施行の日において、この法律による改正後の小規模企業共済法(以下「新法」という。)第二条の四に規定する第二種共済契約となるものとする。

3 旧共済契約の共済契約者は、この法律の施行後九十日以内に申し出て、当該共済契約を新法第二条の三に規定する第一種共済契約に変更することができる。この場合において、当該変更は、その申出の日に効力を生ずる。

4 第一項に規定する共済契約であつてその共済契約者に旧法第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じたものに係る共済契約者についての新法第十三条第一項前段の規定の適用については、同項中「第二条の四第一号若しくは

第二号」とあるのは「小規模企業共済法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の小規模企業共済法第九条第一項第一号又は第二号」と、「再び当該共済金に係る共済契約」と同一の種類の新法第十三条第一項前段の規定の適用については、同項中「第二条の四第一号若しくは

理 由

小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模企業者のやむを得ない事由による事業の廃止の場合における共済金の支給額を従来の共済制度に比し増額する新たな共済制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年五月十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中第二章 中小企業等協同組合(第四条)を第二章の二 協業組合(第五条)第五十五条の二十

三に、「第五条」第十六条を「第六条」第十六条に、「第九十五条」を「第九十四条」に、「第九十六条」を「第九十五条」に、「第五章 中小企業団体中央会(第百一条)」を「第五章 中小企業団体中央会(第百一条)」を「第五章の二 主務大臣等中央会(第百一条)」に、「第百七条」を「第百八条」に改める。

第三章 第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 協業組合

「第三章 商工組合及び商工組合連合会」を「第一章 第一節 総則」に改める。

第二章の二 協業組合に改める。

第五十五条「この章」の下に「及び次章」を加え、同条の次に次の二十二条を加える。

(目的)

第五十五条の二 協業組合は、その組合員の生産、販売その他の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的とする。

(人格及び住所)

第五十五条の三 協業組合は、法人とする。

2 協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第五条の四 協業組合は、その名称中に協業組合という文字を用いなければならない。

2 協業組合でない者は、その名称中に協業組合という文字を用いてはならない。

3 協業組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(組合員となる資格等)

第五条の五 協業組合の組合員となる資格を有する者は、中小企業者及び定款で定めたときは中小企業者以外の者であつて、加入の際に定款で定める事業の全部又は一部を営むものとする。

第五条の六 前条の中小企業者以外の者は、協業組合の総組合員の四分の一をこえてはならない。

(事業)

第五条の七 協業組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 協業(組合員又は組合員にならうとする者がその営む事業の部類に属する事業の全部又は一部を協同して経営するため、当該事業を協業組合の事業として行なうことをいう。以下同じ。)の対象事業

二 前号の事業に関連する事業

三 前二号の事業に附帯する事業

2 協業組合は、需給構造その他の経済的事情が著しく変化したため事業の転換を行なう必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を行なうことができる。

生じた場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を行なうことができる。

(議決の禁止)

第五条の八 組合員は、総会の承認を得なければ、協業組合の行なう事業の部類に属する事業の全部若しくは一部を行ない、又はその行なう事業の部類に属する事業の全部若しくは一部を行なう法人の役員になつてはならない。

2 前項の規定は、組合員たる法人の役員に準用する。

(出資)

第五条の九 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の五十以上となつてはならない。ただし、組合員の数が二人以下の場合には、この限りでない。

4 第五条の五の中小企業者以外の者の出資総口数は、百分の五十以上となつてはならない。

5 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

6 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協業組合に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第五条の十 組合員は、各平等の議決権及び役員選挙権を有する。ただし、定款で定めたときは、各組合員に平等に与える議決権及び選挙権

のほか、組合員の有する出資口数に比例した数の議決権及び選挙権を与えることができる。この場合において、出資口数に比例して与える議決権及び選挙権の総数は、各組合員に平等に与える議決権及び選挙権の総数をこえてはならない。

2 議決権及び選挙権については、協同組合法第十一條第二項から第五項まで(議決権等の行使)の規定を準用する。

(加入)

第五条の十一 協業組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき協業組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込み及び協業組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

第五条の十二 死亡した組合員の相続人が協業組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、第五条の五及び前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合には、相続人たる組合員は、被相続人の死亡の時ににおける持分についての権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が二人以上あるときは、その全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

第五条の十三 解散した組合員たる法人が解散の時

にその法人を代表する役員であつた者の一人に対しその有する持分の払いもつしを請求する権利の全部を譲り渡し、かつ、当該役員であつた者が協業組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、第五条の五の規定にかかわらず、当該役員であつた者は、組合員となる資格を有する者とみなす。

2 前項の加入の申出をした者は、加入につき協業組合の承諾を得たときは、第五条の十一の規定にかかわらず、解散の時に組合員になつたものとみなす。この場合には、当該組合員は、その解散した組合員たる法人の解散の時における持分についての権利義務を承継する。

(持分の譲渡等)

第五条の十四 組合員は、定款で定めるところにより、総会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。ただし、組合員に譲り渡す場合であつて理事会の承認を得たときは、この限りでない。この場合において、理事会は、正当な理由がある場合を除き、その譲渡しを承認しなければならない。

2 組合員は、前項の総会又は理事会の承認を得られないときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りに於いて、当該持分に應ずる出資口数の減少(当該持分が当該組合員の持分の全部であるときは、脱退)をすることができ

3 組合員の持分の譲渡については、協同組合

法第十七条第二項から第四項まで（持分の譲渡）の規定を準用する。

（発起人）

第五条の十五 協業組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の者が発起人となることを要する。

2 発起人については、第五条の六の規定を準用する。

（創立總會）

第五条の十六 発起人は、定款を作成し、創立總會を開かなければならない。

2 発起人が作成した定款の承認、協業計画及び事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

3 前項の協業計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 協業の目的
- 二 協業の対象事業の内容及びその経営の方針
- 三 組合員にならうとする者の氏名及び住所並びに引き受けようとする出資口数
- 四 組合員にならうとする者の事業の状況及び協業に係る事業の廃止に関する計画

4 創立總會においては、第二項の定款を修正することができる。

5 創立總會の議事は、組合員にならうとする者の議決権の三分の二以上の多数によつて決する。ただし、第二項の定款の事業に係る部分の修正及び承認については、全員の一致によつて

決しなければならない。

（設立の認可）

第五条の十七 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の名簿及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
- 二 事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。
- 三 協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。

（定款）

第五条の十八 協業組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 組合員となる資格に関する規定
- 五 組合員の加入及び脱退並びに持分の譲渡に関する規定
- 六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

八 準備金の額及びその積立ての方法

九 議決権及び選挙権に関する規定

十 役員の数及びその選挙に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

2 協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

（特別の議決）

第五条の十九 次の事項は、議決権の総数の過半数の議決権を有する組合員が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更（次項第一号に掲げるものを除く。）
- 二 解散
- 三 第五条の八第一項（同条第二項及び第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の承認
- 四 組合員の加入の承認
- 五 組合員の持分の譲渡しの承認

六 組合員の除名

2 次の事項は、総組合員の一致による議決を必要とする。

- 一 定款の変更であつて事業の種類追加に係るもの
- 二 合併
- 三 事業の全部の譲渡

（剰余金の配当）

第五条の二十 協業組合は、損失をうめ、第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十八条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款に別段の定めのある場合のほか、出資口数に応じてしなければならない。

（現物出資の場合の課税の特例）

第五条の二十一 主務大臣は、政令で定めるところにより、協業組合に対して現物出資をする中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける協業組合の行なう事業の用に供するため必要なものである旨の承認をすることができ。

2 前項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

（公正取引委員会の請求）

第五条の二十二 公正取引委員会は、協業組合の事業活動が一定の取引分野における競争を實質

的に制限することによつて不当に対価を引き上げることとなると認めるときは、主務大臣に対し、次条第六項において準用する協同組合法第百五条の四の規定により措置をとるべきことを請求することができる。

(準用)

第五條の二十三 協同組合の組合員については、協同組合法第十九條(同条第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。)(法定脱退)及び第二十條から第二十二條まで(持分の払いもどし)の規定を準用する。この場合において、同法第十九條第二項第二号中「出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五條の八第一項の規定に違反した組合員(法人たる組合員であつて、その役員が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したものを含む。)」と、同法第二十條中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、同法第二十一條中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替へるものとする。

2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七條第六項(創立總會)、第二十八條(理事への事務引継ぎ)、第二十九條第一項から第三項まで(出資の第一回の払込み)及び第三十條から第三十二條まで(成立の時期等)の規定を準用す

る。この場合において、同法第二十七條第六項中「中小企業等協同組合法第二十七條第五項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十六第五項」と、同法第三十一條中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替へるものとする。

3 協業組合の管理については、協同組合法第三十四條(規約)、第三十五條第一項から第四項まで及び第六項、第三十五條の二から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十條の二まで、第四十二條から第五十條まで、第五十一條(同条第一項第四号を除く。)、第五十二條(同条第三項を除く。)、第五十四條(役員、總會等)、第五十六條、第五十七條(出資一口の金額の減少)、第五十八條第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第六十條(剰余金の配当)並びに第六十一條(組合の持分取得の禁止)並びに商法第二百五十六條の三、第二百五十六條の四(累積投票)並びに第二百五十七條第一項及び第二項(解任)の規定を、協業組合の理事については、第五條の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四條第一号中「總會又は總代会」とあるのは「總會」と、同法第三十五條第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのみは、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのみは、設立当時」と、同法第三

十五條の二、第四十八條及び第五十一條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四十條の二及び第四十五條第一項中「總組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の總数の十分の一以上」に当たる議決権を有する組合員」と、同法第四十七條第二項及び第四十八條中「總組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の總数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第五十一條第一項第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承諾」と、同条第三項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十七第二項」と、同法第五十二條第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる」とあるのは「議決権の總数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決す」と、同法第五十四條中「中小企業等協同組合法第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十九」と、商法第二百五十七條第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同条第二項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十九第一項」と読み替へるものとする。

4 協同組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十六條まで、第六十八條第一項並びに

第六十九條(解散及び清算)の規定を準用する。この場合において、同法第六十二條第二項、第六十三條第三項及び第六十五條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第六十三條第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十七第二項」と、同法第六十四條第三項中「第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十九第一項」と、同条第四項中「第三十五條第四項本文及び第五項本文」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の二十三第三項の規定により読み替えられた第三十五條第四項本文」と、同法第六十九條中「第三十六條の二から第四十條の二まで」とあるのは「第三十六條の二、第三十六條の三、第三十七條第一項、第三十八條から第四十條の二まで」と、「總組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「議決権ノ總數ノ五分ノ一以上ニ當ル議決権ヲ有スル組合員」と読み替へるものとする。

5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三條(同条第二項第三号、第三項及び第四項を除く。)、第八十四條から第八十九條まで、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條及び第百條から第百三條まで(登記)の規定を準用する。この場合において、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用

昭和四十二年七月十八日 衆議院會議録第四十一号 小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一案

一一七六

協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と、同法第九十七条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

6 協業組合の監督については、協同組合法第百四条から第百六条の二まで(雑則)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第百五条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上」に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

第六条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条の前に次の章名及び節名を附する。

第三章 商工組合及び商工組合連合会

第一節 総則

第八条第四項中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第十一条第二号中「企業組合」の下に「協業組合」を加え、「行方」を「行なり」に改める。

第三十四条第一項及び第三十五条中「以下」の下に「この章において」を加える。

第八十一条第二項中「第九十五条」を「第百一条の三」に改める。

第九十四条及び第九十五条を削り、第九十三条の二を第九十四条とする。

第四章中第九十六条の前に次の一条を加える。
(協業組合への組織変更)

第九十五条 協同組合法第九條の二第一項第一号の事業を行なっている事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合は、総組合員の一致による総会の議決を経て、その組織を変更し、協業組合になることができる。この場合において、当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なっている事業(事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。)は、第五條の七第一項第一号の協業の対象事業とみなす。

2 前項の総会においては、定款及び事業計画の変更、協業計画の設定その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

3 総代会においては、協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織変更について議決することができる。

4 理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

5 前項の認可については、第五條の十七第二項の規定を準用する。

6 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所所在地において第九十八条の二第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

7 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に届け出なければならない。

第九十八条中「次条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(組織変更の登記)

第九十九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第八十八条の登記を、協業組合については第五條の二十三第五項において準用する協同組合法第八十三条第二項(同項第三号を除く。)に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合についてする登記については協同組合法第九十七条第一項(解散の登記の申請)の規定を、協業組合についてする登記については協同組合法第九十三条第一項(設立の登記の申請)の規定を準用する。

第九十九条の前の見出しを削る。
第百条の二中「前二条」を「前三条」に改める。
第五章の次に次の一章を加える。
第五章の二 主務大臣等

(主務大臣等)
第百一条の二 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

一 協業組合に係る事項については、協業組合の行なり事業を所管する大臣とする。

二 商工組合又は商工組合連合会に係る事項については、それぞれ商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十條又は第三十條の四第二項(これらの規定を第三十三條において準用する場合を含む。)の規定による勧告又はあつせん若しくは調停に關しては、その交渉の相手方の行なり事業を所管する大臣(その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行なり事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)及び商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。

2 第五十五条第四項に規定する行政庁は、都道府県知事とする。

3 第一項第一号に規定する主務大臣は、この法律の規定による命令、認可又は承認をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

4 第一項第二号に規定する主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消し、勧告又はあつせん若しくは調停をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

らない。

(権限の委任)

第百一条の三 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第百二条中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に、「貸付」を「貸付け」に改める。
第百三条第二号中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改める。

第百七条の二中「第九十三条の二」を「第九十四条」に改める。

第百九条中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改める。

第百十条中第一号を第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第五條第二項若しくは第五條の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五條の二十三第六項において準用する同法第五條の四の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第百十一条中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十一条の二 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第六條第一項の規定による命令に違反した協業組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第百十三条中「組合又は事業協同組合」を「協業組合、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合」に改め、同条

第二号中「第九十六条第八項」を「第九十五条第七項又は第九十六条第八項」に改める。

第百十四条中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第五条の二十の規定に違反したとき
三 第五条の二十三第三項において準用する第五條の八第一項の規定に違反したとき

第百十五条中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に、「第八條第四項」を「第五條の四第三項又は第八條第四項」に改める。

第百十六条中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に、「出資組合」を「組合員に出資をさせる商工組合又は商工組合連合会」に改め、「第十四号」の下に「までの規定を、協業組合について、同条第四号から第十九号」を加え、「組合の」を「商工組合、商工組合連合会又は協業組合の」に改める。

第百十七条を第百十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百十七条 第五条の四第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用に関する経過規定)

第二条 この法律の施行の際にその名称中に協業組合という文字を用いている者については、第五条の四第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」及び「事業協同組合」の下に、「協業組合」を加える。

第三条第四項、第七條第一項第二号、第二十七條第一項、第二十八條第一項第六号並びに第二十九條第一項第三号及び第四号中「中小企業等協同組合」の下に、「協業組合」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の九中「並びに」を「協業組合並びに」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第五条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第一項第一号中「組合」の下に「協業組合」を加える。

業組合」を加える。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則に第百項として次の一項を加える。

100 昭和四十二年六月一日に現に存する事業協同組合又は事業協同小組合が、同日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定によりその組織を変更して協業組合となつた場合には、当該協業組合は、その組織を変更した日を含む事業年度の開始の日以後三年以内に開始する各事業年度の所得の金額及びその事業税の額の計算に關し、第七十二条の二十二(同条第六項及び第七項を除く)並びに地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)附則第五十二条第三項及び第四項の規定の適用については、これを事業協同組合又は事業協同小組合とみなす。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 協業組合であつて、特定事業を行なうもの

昭和四十二年七月十八日 衆議院會議録第四十一号 小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一案

第二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定事業を行なう協業組合であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの

第二条第三項中第三号の次に次の一号を加える。

三の二 協業組合であつて、第一号又は第二号の事業を行なうもの

第三条第一項及び第三条の四第一項中「中小企業等協同組合」の下に「協業組合」を加える。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第八条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号の次に次の一号を加える。

二の二 協業組合であつて、特定事業を行なうもの

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第九条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「中小企業者」の下に「協業組合」を加える。

第十四条中「協同組合連合会」の下に「協業組合」を加え、「その他の共同施設」を「その他共同施設」に改める。

第十五条中「同号に掲げる団体」を「同号に掲げる協業組合又は団体」に改め、同条第一号中「中小企業者」の下に「協業組合」を加える。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第十条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 協業組合

(小規模企業共済法の一部改正)

第十一条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「企業組合」の下に「協業組合」を加える。

第四十二条第一項第二号中「又は企業組合」を「企業組合又は協業組合」に改める。

「企業組合又は協業組合」に改める。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第十二条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「並びに企業組合」を「企業組合並びに協業組合」に改める。

理 由

中小企業の経営の規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進するため、協業組合制度を創設し、中小企業者の生産、販売その他の事業活

動についての協業を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(國田直君) 委員長の報告を求めます。

商工委員長島村一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 ただいま議題となりました小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、小規模企業共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、従来の共済制度に比べて有利な第一種共済制度を新設しようとするものであります。

改正の第一は、現行の共済契約を第二種共済契約とすること

第二は、やむを得ない事由による事業の廃止の場合には、従来の共済制度に比べて一割多額となる第一種共済制度を新設し、その掛け金は全額所得控除とすること
第三は、個人事業者に対する共済契約の実質的

な承継を認めること等であります。

次に、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業の経営の規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進するため、中小企業団体の一つとして新たに協業組合制度を設け、中小企業者の生産、販売その他の事業活動についての協業を推進しようとするものであります。

その内容の第一は、協業組合は、組合員となる中小企業者等が加入前に営んでいた事業の全部または一部を統合した事業を行なうこととし、組合員は、協業組合の行なう事業とせり合ひような事業を行なうてはならないこと。

第二は、組合員に原則として中小企業者であることとし、定款で定められた場合は中小企業者以外の者を加入させることができること。

第三は、組合員一人の出資限度を総口数の二分の一以内とし、組合員の責任は、その出資額を限度とすること。

第四は、組合員の加入及び脱退について、ある程度の制限を付し得ることとし、そのほか、協業組合設立の認可、協業組合に対する課税の特例等について規定しております。

両案は、去る四月二十七日及び五月十七日にそれぞれ当委員会に付託され、四月二十八日及び五月十九日に政府よりそれぞれ提案理由の説明を聴取し、七月十二日より両案を一括して審議に入

り、慎重審議を重ね、本日に至り、質疑を終了、引き続き採決いたしましたところ、両案はそれぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議が付されたことを申し添え、以上、御報告を終わります。(拍手)

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
厚生大臣 坊 秀男君
農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

労働大臣 早川 崇君
自治大臣 藤枝 泉介君
通商産業政務次官 宇野 宗佑君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地方公務員災害補償法

(政府委員承認)

一、昨十七日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長 小川平四郎

日本専売公社監理官事務代理 林 克己

大蔵省国際金融局長事務代理 堀込 聡夫

(政府委員任命)

一、昨十七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十七日議長において承認した小川平四郎外二名を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨十七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(日本専売公社監理官)海堀洋平および(大蔵省国際金融局長)柏木雄介の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、昨十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

藤波 孝生君

米内山義一郎君

三池 信君

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

村山 喜一君

米内山義一郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

永山 忠則君

村山 喜一君

山下 元利君

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

米内山義一郎君

村山 喜一君

(特別委員辞任)

一、昨十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

産業公害対策特別委員

伊藤宗一郎君

藤波 孝生君

西岡 武夫君

(特別委員補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

産業公害対策特別委員

坂本三十次君

三ツ林弥太郎君

河本 敏夫君

(議案付託)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和四十二年七月十八日 衆議院會議録第四十一号 議案に関する報告書

医師法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五一号）
社会労働委員会 付託

（議案送付）

一、昨十七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案

公害対策基本法案

（議案通知）

一、昨十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

地方公務員災害補償法案

住民基本台帳法案（内閣提出、参議院送付）

に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もつて住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行なう住民基本台帳の制度を設けようとするもので

あつて、その要旨は次のとおりである。

1 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておくとともに、これに基づいて住民に関する事務を行なうこととする。

2 住民基本台帳は、個人または世帯を単位とする住民票よりなり、住民からの届出または職権によつて住民の氏名、本籍、住所等をはじめ、選挙人名簿の登録、国民健康保険及び国民年金の被保険者の資格並びに米穀類の配給に関する事項を記載することとする。

なお、住民基本台帳の整備に伴い、選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有する者について行なう制度に改めることとする。

3 住民基本台帳の正確性を確保するための措置として、住民基本台帳と戸籍とを結びつける役割を果たす戸籍の附票制度を存置することとする。

4 住民は、住所等の変更をしたときは、市町村長に届出をしなければならないこととするとともに、その変更に伴う届出はすべてこの法律の定めにより一つの届出で足りることとする。

する。

5 その他台帳に関する不服申立て、調査、助言及び勧告、罰則等に関して所要の規定を設けることとする。

6 この法律の施行に伴い、住民登録法を廃止することとするほか、公職選挙法、地方税法その他関係法律の規定を整備することとする。

二 議案の可決理由

住民の利便を増進するとともに行政の合理化に資することを旨とする本案の趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本法施行に要する経費

住民基本台帳制度の実施に必要な経費として、昭和四十二年度一般会計予算に一億一千八百四十一万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年七月十八日

衆議院議長 石井光次郎殿

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模企業者のやむを得ない事業の廃止の場合における共済金の支給額が、従来の共済制度に比べて有利な共済制度を新設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 現行の共済契約を第二種共済契約とする。

2 新たに第一種共済契約を創設する。その内容は次のとおりである。

(1) 加入資格者は、従業員数二〇人（商業サービス業は五人）以下の企業の事業主、会社又は企業組合の役員とする。（第二種に同じ）

(2) 共済契約は、掛金月額一口五百円とし十口を限度とする。（第二種に同じ）

(3) 共済金は次の場合に支給する。

(4) 事業の廃止（役員の場合はその会社等の解散）があつたとき。（ただし、生前譲与、法人成りによる事業廃止は除く。）

なお、この場合に支給する金額は、第

二種共済契約の共済金に比べ、一割多額のものとする。

(四) 会社等の役員である共済契約者が疾病、負傷又は死亡により役員でなくなつたとき。(特別退職)

(六) 六十五歳以下で、掛金納付月数が二百四十日以上である共済契約者が、(イ)及び(ロ)の事由が生じないで共済金の支給を請求したとき。(老齢給付)

なお、第一種共済契約の掛金は、全額所得控除される。(従来の第二種共済の掛金は、「生命保険料控除」のワク内で所得控除される。)

(四) 第一種共済契約について、法人成りによる事業の廃止、事業の生前譲与、役員の任意退職及び共済契約の取りやめ等の事由が生じたときは、第一種共済契約を解除しなければならぬ。なお、共済契約を解除したときは、第一種共済契約の事業廃止以外の事由が生じたとき支給する共済金額の百分の八十の解約手当金を支給するものとする。

(五) 共済契約者に事業の廃止又は役員の退職

の事由が生じた場合、一年以内に本人の申出により、掛金納付月数の通算を認める。

(六) 個人事業者の事業の全部の譲り渡し又は相続があつた場合、譲渡人又は被相続人の申出により、掛金納付月数の通算を認める。

3 本法は、公布の日から施行することとし、現に共済契約を締結している者は、公布後、九十日以内に第一種共済契約に変更することのできることにする。

二 議案の可決理由

本案は、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年年度一般会計予算に、小規模企業共済事業団の事業運営に必要な経費として、一億八千六百九十六万八千円、小規模企業共済事業団出資に必要な経費として一億円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

昭和四十二年七月十八日

商工委員長 島村 一郎

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

小規模企業共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、共済制度の拡充強化を図るため、第二種共済の掛金についても第一種共済とは同様の税制上の措置を講ずるよう検討すべきである。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業の経営規模の適正化による生産性の向上等を効果的に推進するため、中小企業団体の一つとして、新たに「協業組合」の制度を設け、中小企業者の生産、販売その他の事業活動についての協業を促進しようとするもので、その協業組合の組織の概要は次のとおりである。

1 協業組合の組合員は、原則として定款で定める事業の全部または一部を営む中小企業者とするが、定款で定めたときは、総組合員数の四分の一以内、総出資口数の二分の一以内の条件で中小企業者以外の者を加入させることができる。

とができる。

2 協業組合は、組合員となる中小企業者等が加入前に営んでいた事業の全部又は一部を統合した事業を行なうこととし、組合員は、組合員三分の二以上の同意がなければ、協業組合の行なう事業と競業する事業を行なつてはならない。

3 組合員は、平等の議決権及び役員の選挙権を有するものとするが、定款により全体の二分の一の範囲内で、出資口数に比例した数の議決権及び選挙権を与えることができる。

4 組合員の加入及び脱退について、ある程度の制限を附しうることにし、また、組合員一人の出資限度を、全体の二分の一未満に制限する。

5 協業組合は、その組合員になろうとする四人以上の者が発起人となり、定款並びに協業計画等の認可をうけて設立する。

6 その他、協業組合の利益金の配当、公正取引委員会の請求、事業協同組合等からの組織変更及び協業組合に対する課税の特例等について規定する。

7 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の経営の規模の適正化による生産性の向上等を効果的に推進するための措

昭和四十二年七月十八日 衆議院会議録第四十一号 議案に関する報告書

置として有効適切なものとの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十二年七月十八日

商工委員長 島村 一郎

衆議院議長 石井光次郎殿

一一八二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし長質紙は三十円)
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六代)